

法務省民商第1667号  
平成20年6月12日

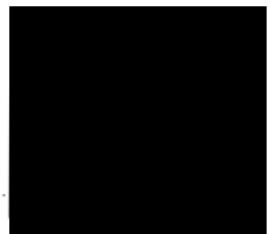
法務局長殿  
地方法務局長殿

法務省民事局長

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施に伴う簡易確認手続の取扱いについて（通達）

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化（以下「集中化」という。）の実施に伴い、供託所が集中化により商業・法人登記事務を集中して取り扱うこととされた登記所（以下「商業登記所」という。）又は集中化により商業・法人登記事務を取り扱わないとされた登記所（以下「不動産登記所」という。）と同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局を除く。以下「法務局等」という。）である場合における供託規則（昭和34年法務省令第2号）第14条第1項後段（同条第4項、第21条第5項並びに第27条第2項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）及び第3項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）又は第26条第1項ただし書（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）に定める資格証明書等の提示等に代わる手続（以下「簡易確認手続」という。）の取扱いについては、下記の方法によることとしましたので、貴管下供託官及び登記官並びに登記簿等の公開に関する事務（以下「乙号事務」という。）の受託民間事業者に周知方取り計らい願います。

記



## 第1 供託所が商業登記所と同一の法務局等である場合の取扱い

供託所が商業登記所と同一の法務局等である場合において、供託申請者又は払渡請求者等（以下「申請者等」という。）から供託書又は供託物払渡請求書等（以下「供託書等」という。）の提出と同時に簡易確認手続によりたい旨の申出があつたときにおける事務処理については、乙号事務の包括的民間委託を実施している府（以下「民間委託府」という。）にあっては平成20年2月18日付け法務省民商第631号当職通達「登記事務における登記簿等の公開に関する事務の民間委託実施府における簡易確認手続の取扱いについて」（以下「631号通達」という。）により、乙号事務の包括的民間委託を実施していない府（以下「非民間委託府」という。）にあっては昭和43年6月14日付け法務省民事甲第2003号当職通達「供託規則等の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて」の1によりそれぞれ取り扱う。

## 第2 供託所が不動産登記所と同一の法務局等である場合の取扱い

1 供託所が不動産登記所と同一の法務局等である場合において、申請者等が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であるときは、当該申請者等は、供託書等の提出と同時に簡易確認手続によりたい旨の申出をすることができるものとする。

- (1) 登記された法人であって、当該不動産登記所である法務局等の管轄区域内にその本店又は主たる事務所があるもの
- (2) 支配人その他代理人であって、当該不動産登記所である法務局等の管轄区域内にその支配人その他代理人を置いた営業所があるもの
- (3) 当該不動産登記所である法務局等の管轄に属する商業・法人登記事務に係る印鑑の提出を行った者（当該不動産登記所に係る集中化の実施前に当該不動産登記所に印鑑の提出を行った者のほか、当該集中化の実施後に当該商業・法人登記事務を取り扱うこととされた商業登記所に当該商業・法人登記事務に係る印鑑の提出を行った者を含む。）

2 1の申出があった場合における事務処理については、当該不動産登記所における乙号事務の包括的民間委託の実施の有無に応じ、下記(1)又は(2)の取扱いをするものとする。

- (1) 民間委託府における取扱い

民間委託府にあっては、依頼書に基づく証明書の作製を登記情報交換シス

テム（以下「システム」という。）を用いて行うこととするほか、631号通達により取り扱うものとする。

(2) 非民間委託庁における取扱い

非民間委託庁にあっては、乙号窓口の担当者の事務を登記官が行い、登記官がシステムを用いて依頼書に基づく証明書の作成を行うこととするほか、631号通達により取り扱うものとする。